

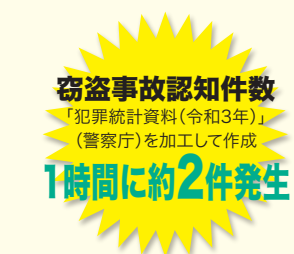
こんなシーン、あなたにも 思い当たりませんか？

火災はいつ起きるかわかりません！

家庭には、ガスコンロや家電製品の配線、ストーブなど、火災の原因になりえる物がたくさんあります。
また、いくら自分が気をつけていても、隣家からの火災によって延焼してしまうこともあります。
だから、火災に対する十分な用心と十分な補償が必要です。



どろぼうは昼も夜も関係ナシ！ いつでもスキを狙っています。



しめたつもりの玄関のカギ……。でも、一度「しめてないかも？」と思うと、ベランダの窓は？ 風呂の窓は？
あらゆるケースが気になってくるものです。「2～3時間で帰るから大丈夫」と油断すると、どろぼうの思う壺です。
昼も夜も関係なくいつでもチャンスがうかがっています。
万一盗難被害にあっても、エイブルの入居者保険なら盗まれた物はもちろん、盗難の際の家具の破損、汚損まで補償されます。

エイブルの入居者保険 安心のため、ぜひご加入ください。

万一事故にあわれたら遅滞なくご連絡ください。

転居・名義変更など ご契約内容に変更が生じた場合はお届けが必要です。
また、解約をされる場合も下記までご連絡ください。
※保険契約の未経過期間により、保険料が返還される場合があります。

転居・その他 転居してもご通知いただければそのまま安心が続きます。 ※ご契約内容・保険証券に関しても右記へお問い合わせください。	●転居など、ご契約内容に変更が生じたとき 株式会社 エーシーサービス 0120-135-105 〔受付時間〕月曜日～金曜日10:00～17:00 (祝日・年末年始を除きます。)
事故のとき 万一事故にあわれましたら、遅滞なくご連絡ください。	●事故のとき Chubb損害保険株式会社 事故受付ダイヤル 0120-880-163 年中無休・24時間受付
解約のとき 保険契約の未経過期間により、保険料が返還される場合があります。	●解約のとき Chubb損害保険株式会社 サポートセンター 0120-233-522 携帯電話からはナビダイヤル 0570-004256 (通話料はお客様のご負担となります。)へお掛けください。 〔受付時間〕月曜日～金曜日9:00～17:00 (祝日・年末年始を除きます。) ホームページでも解約を受け付けております。 チャブ保険 解約 検索 https://www.chubb.com/jp-chintai

特約の補償重複について
本保険には、賠償責任・修理費用補償特約および事故被害者弁護士費用補償特約がセットされています。これらの特約と補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複する場合があります。補償内容の差異や保険金額、特約の要否をご確認いただいた上で、本保険をご契約ください。

●エイブル入居者保険 取扱代理店

ACS® 株式会社 エーシー サービス
〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 AKASAKA K-TOWER
<https://www.acsservice.co.jp>
本保険商品につきましては、株式会社エーシーサービス（幹事代理店）および株式会社ミント社（非幹事代理店）による共同募集を行っています。お客様の情報は非幹事代理店との間で共有されますのでご了承ください。

●引受保険会社
Chubb損害保険株式会社（チャブ保険）
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

2022年10月1日以降始期用

エイブルの入居者保険

リビングプロテクト 総合保険

エイブルがおすすめする “くらしの保険”



保険の対象について

●**保険の対象となるもの**
保険の対象は、日本国内に所在し、保険証券記載の建物（被保険者が占有する物置、車庫、その他の付属建物を含みます。）に収容され、かつ、被保険者、被保険者と生計を共にする親族および被保険者の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）が所有する家財（宅配ボックス等または宅配物^{（注）}を含みます。）です。
（注）敷地内に所在し、荷受人が不在の際に配達された荷物を保管する無人受け渡しシステムを備えた動産である宅配ボックス等、または荷受人が不在の際に配達された荷物をいいます。

●**保険の対象とならない主なもの**
① 船舶、航空機、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）ならびにこれらの付属品
② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
※ 通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等は、盗難事故の場合のみ保険の対象となります。（ただし、引越し中の盗難事故の場合は対象外です。）
③ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
④ 動物および植物等の生物
⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑥ コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
⑦ 業務の用に供されるものおよび商品

特約・補償条項ごとの被保険者の範囲

各特約・補償条項における被保険者は次のとおりです。

●**個人賠償責任**
日本国内に居住する
① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者）
② 本人の配偶者^{（注1）}
③ 本人またはその配偶者^{（注1）}の同居の親族
④ 本人またはその配偶者^{（注1）}の別居の未婚^{（注2）}の子
⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^{（注3）}
ただし、責任無能力者は含まないものとします。

●**借家人賠償責任**
※借用户室について転賃借契約がある場合には、
保険証券記載の被保険者 転賃人または転借人を含みます。

●**修理費用**
① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者）
② 本人の配偶者^{（注1）}
③ 本人またはその配偶者^{（注1）}の同居の親族
④ 本人またはその配偶者^{（注1）}の別居の未婚^{（注2）}の子
⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^{（注3）}
ただし、責任無能力者は含まないものとします。

●**事故被害者弁護士費用**
日本国内に居住する
① 本人（保険証券の本人欄に記載の者）
② 本人の配偶者^{（注1）}
③ 本人またはその配偶者^{（注1）}と生計を共にする同居の親族
④ 本人またはその配偶者^{（注1）}と生計を共にする別居の未婚^{（注2）}の子
⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^{（注3）}

●**賃借・引越し費用**
保険証券のこの特約の被保険者欄記載の者

●**ストーカー行為等対策費用**
保険証券の本人欄に記載の者およびその配偶者^{（注1）}ならびにこれらと生計を共にする同居の親族

（注1） 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
（注2） これまでに婚姻歴のないことをいいます。
（注3） 賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。

この保険さえあれば、もう安心！

借戸室内における①～⑩の事故でご自身の家財に生じた損害を補償します。(損害保険金)

① 火災 ② 落雷



③ 破裂・爆発

④ 建物外部からの
物体の落下・飛来・
衝突・倒壊



⑤ 給排水設備に生じた事故または
他の戸室で生じた事故による
水濡れ



⑥ 騒擾・労働争議に伴う
暴力行為・
破壊行為

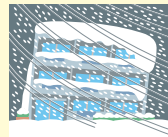


⑦ 水災

⑧ 家財・通貨等・預貯金証書・乗車券等の
盗難



⑨ 風災・雹災・雪災



⑩ ①～⑨以外の偶然な事故による
破損・汚損等
(1回の事故につき30万円限度、
自己負担額1万円)



事故にともなう
諸費用も
お支払いします
(費用保険金)

転居時の家財損害も補償(引越し中家財損害保険金)

保険証券記載の借戸室からの
引越し中に生じた家財の
損害を補償します。

※水災ならびに通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。
※破損・汚損等は30万円限度。※すべての事故に自己負担額1万円。
※保険証券記載の借戸室へ入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。



安心の賃貸ライフに
欠かせない特約をプラス

自動セット特約

特約・補償条項ごとの被保険者の範囲は、
裏面をご参照ください。

賠償責任・修理費用

他人への賠償責任補償
(個人賠償責任補償)

借用住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な
事故または日常生活⁽²⁾に起因する偶然な事故によ
り、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もし
くは使用不能に対する法律上の損害賠償責任を負担
したとき(1事故につき1億円限度、自己負担額なし)
(注)借用住宅以外の不動産の
所有、使用または管理を除きます。

(お支払事故例)洗濯機の水
があふれて階下の入居者の
家財を水濡しにした。



家主さんへの賠償責任補償
(借家人賠償責任補償)

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事
故により借戸室が損壊し、被保険者がその借戸室
の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した
とき(支払限度額を限度として、保険証券記載の自己
負担額を超える額が対象となります。)

※火災、破裂・爆発、給排水設備の事故による水濡れの
場合には自己負担額はありません。

(お支払事故例)火災を起こ
し、家主さんに賠償しなけれ
ばならなくなつた。



借用建物の修理費用補償
(修理費用補償)

①～⑥、⑧および⑨の事故により借戸室(建物の主要
構造部、共同利用部分、付属建物、屋外設備、装置を除
きます。)に損害が生じ、あるいはその他偶然な事故によ
り借戸室の外部に面する出入口のドア等、シャック
ー、窓ガラスに損害が生じ、賃貸借契約に基づきまたは
緊急的に、自己の費用で現実これを修理したとき(支
払限度額が限度、自己負担額なし)

(お支払事故例)台風で物が飛
んできて窓ガラスが割れ、自己
の費用で修理した。



事故被害者弁護士費用

日本国内における日常生活において生じた偶然な事
故により被害を受け、弁護士、司法書士または行政
書士への法律相談や損害賠償請求を委任すること
により費用を負担したとき(法律相談費用：1回1
万円/1事故3万円限度、弁護士費用等：1契約年
度につき100万円限度)

【ご注意】お支払いの対象となる費用の認定は、特約に定め
られた基準に従い弊社が行います。弁護士費用等の合計
額が保険証券記載の保険金額以内の場合であっても、着
手金、報酬金等の項目ごとの支払限度額を超
える金額については自己負担となります。

※対象となる費用や項目ごとの支払限度額の
詳細は「ご契約のしおり」(普通保険約款・特約
集)をご参照ください。



臨時費用

損害保険金が支払われる場合に、事故のために臨時に生ずる
費用に対してお支払いします。ただし、通貨等・預貯金証書・乗
車券等の盗難の場合を除きます。(損害保険金の20%：1事
故・1敷地内につき100万円限度)

残存物 取片づけ費用

損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた家財の取片づ
けに必要な費用の額をお支払いします。ただし、通貨等・預貯
金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。(実費：損害保
険金の10%が限度)

失火見舞費用

保険証券記載の戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の
所有物を滅失、損傷、汚損させた場合に、それによって生ずる
見舞金等の費用に対してお支払いします。※煙損害、臭気付着
の損害を除きます。(1被災世帯あたり20万円かつ1事故に
つき保険金額の20%限度)

地震火災費用

地震・噴火・津波を原因とする火災により、家財が全焼または
収容建物が半焼以上になったときにお支払いします。
(保険金額の5%：1事故・1敷地内につき300万円限度)

水道管修理費用

保険の対象を収容する借戸室の専用水道管が凍結により
損壊し自己の費用で修理したときに、修理費用をお支払いし
ます。(1事故・1敷地内につき10万円限度)
※パッキングのみに生じた損壊を除きます。

鍵取替え費用

盗難により損害保険金が支払われるとき、または保険証券記
載の借戸室から持ち出された出入口の鍵が日本国内で盗
取されたときに、ドアロックの交換費用をお支払いします。
(1事故・1敷地内につき3万円限度)

賃借・引越し 費用 (基本セット特約)

損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の損害が半損
(再調達価額の30%以上の損害)以上になったときに、臨時に住宅
建物を借用する費用、またはホテル、簡易宿泊所、ウィークリー・マ
ンスリーマンション等の有料の宿泊施設を利用す
る費用あるいは保険証券記載の借戸室からの
引越し費用を負担したとき
(賃借費用1ヶ月20万円かつ1事故6ヶ月限度、
引越し費用1事故40万円限度)



ご希望によりさらにオプション特約を追加できます。

(任意セット特約) ※裏面の(株)エーシーサービスにお申し出ください。

ストーカー行為等対策費用

保険期間中に日本国内においてストーカー行為等を受け、警察また
は検察庁に警告・援助の申出または告訴を行い受理された場合に、
被保険者またはその親族がその対策のため費用を負担したとき
(1契約年度につき40万円が限度、自己負担額なし)
特約保険料(保険期間2年)：4,720円



《損害保険金をお支払いできない主な場合》

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- 保険の対象が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故(ただし、敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物に生じた事故、引越し中家財損害保険金のお支払い条件に該当する場合を除きます。)
- 運送業者または寄託をする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波(ただし、地震火災費用保険金の支払条件に該当する場合は費用保険金のみお支払いします。)
- 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故
- 水災で、損害額が再調達価額の30%未満であり、かつ、保険の対象を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水のいずれにも至らなかった場合
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ等またははねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷または落書きを含む汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損傷
- 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 保険の対象に対する加工、修理等の作業上の過失や技術の拙劣によって生じた損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故、機械的事故によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色または音質の変化
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん) その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入(隙間からの雨漏り等をいいます。)によって生じた損害

《個人賠償責任で保険金をお支払いできない主な場合》

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 他人から借りたり預かった財物の損壊に対する損害賠償責任

《借家人賠償責任で保険金をお支払いできない主な場合》

- 借戸室の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。)
- または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱によって生じた損壊その他類似の事由またははねずみ食い、虫食い等によつて生じた損壊
- 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ちその他外観上の損傷または落書きを含む汚損であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損壊
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊(ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合は、この限りではありません。)
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん) その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損壊
- 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊
- 借戸室を貸主に明け渡す際に発見された、補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、ふすま、障子、床の損壊、ならびに清掃等の対象となった損壊

《修理費用で保険金をお支払いできない主な場合》

- 壁・柱・床・はり・屋根・階段等の建物の主要構造部、居住者の共同利用部分、物置・車庫・カーポート等の付属建物および屋外設備・装置に生じた損害
- 借戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合

《事故被害者弁護士費用で保険金をお支払いできない主な場合》

- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 環境汚染、騒音、振動、悪臭、日照不足、電磁波障害
- 医薬品の継続的な服用
- 美容を唯一の目的とする医療行為
- 被保険者に生じた労働災害事故
- 財物自体の欠陥等による財物の損壊
- 専ら被保険者の職務の用に供される財物の損壊

お支払いする保険金に自己負担額が適用される場合、自己負担額を超える損害額が保険金支払いの対象となります。適用される自己負担額は保険金の種類や事故の内容によって異なりますので、保険証券(または保険契約証、保険契約継続証)でご確認ください。

・このパンフレットはリビングプロジェクト総合保険の概要を説明したものです。詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご参照ください。
・ご契約に際しましては、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を事前に必ずお読みいただき、お申込みください。